(四)　納税義務の免除を受けないこととなった場合に、居住用賃貸建物について高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の適用を受けるときは、その納税義務の免除を受けないこととなった日を居住用賃貸建物の仕入れ等の日として、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整を行う。

(五)　右記(一)又は(二)により仕入税額控除制度を適用しないこととされた場合には、その適用しないこととされた部分についてのみ、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整を行う。

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四五号）の一部改正関係

法人の確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける登録国外事業者が保存すべき請求書等の写しの保存期間について所要の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条関係）

三　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三五号）の一部改正関係

適格請求書の交付義務が免除される卸売市場の範囲について、中央卸売市場又は地方卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場（農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）とすることとした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令第一条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令の一部を改正する政令（政令第一五号）（財務省）

1　輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許の申請書の記載事項を定めることとした。（第一二条関係）

2　輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外規定の適用について、当該適用除外規定の対象から一定の場合を除外することとした。（第一二条の四関係）

3　事業譲渡により酒類製造業等を承継する場合における酒類の製造免許等の承継の申告書の記載事項及び当該申告書に添付すべき書類を定めることとした。（第一八条関係）

4　輸出免税の適用に当たって必要となる酒類の輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。（第三六条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（財務省）

1　輸出免税の適用に当たって必要となる製造たばこの輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。（第七条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇揮発油税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（財務省）

1　輸出免税の適用に当たって必要となる揮発油の輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。（第九条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇石油ガス税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（財務省）

1　輸出免税の適用に当たって必要となる課税石油ガスの輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。（第五条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇石油石炭税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一九号）（財務省）

1　輸出免税の適用に当たって必要となる原油、ガス状炭化水素又は石炭の輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。（第一一条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（財務省）

1　再調査の請求等に係る口頭意見陳述等について、映像等の送受信による通話の方法を定めることとした。（第三一条の三及び第三三条の三関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和三年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（財務省）

1　個人所得課税

(一)　勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に対する遡及課税等の対象とならない災害等の事由による払出しにつき、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（第二条の二五の二関係）

(二)　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、適用対象となる売却の範囲に、地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるもののうち農林水産大臣の認定を受けた市場において行う肉用牛の売却を加えることとした。（第一七条、第三九条の二六及び第三九条の一二三関係）

(三)　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（第二二条関係）

(1)　本特例の適用対象となる配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利（以下これらを「配偶者居住権等」という。）の消滅等につき取得する補償金等をもって取得をする代替資産の範囲の細目を定める。

(2)　第一種市街地再開発事業等の施行による施設建築物の一部等についての配偶者居住権の取得を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得する場合において、本特例の適用対象となるやむを得ない事情によりその申出をしたと認められる場合を定める。

(3)　本特例の適用対象となる配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地等が収用等をされたことに伴い取得する配偶者居住権等の対価又は配偶者居住権等の損失に対する補償金の細目を定める。

(4)　本特例の適用対象から除かれる第一種市街地再開発事業等の施行者である再開発会社等の株主又は社員である者が一定の補償金を取得する場合に、配偶者居住権等を有する当該株主又は社員である者が当該配偶者居住権等の消滅につき一定の補償金を取得する場合を加える。

(四)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、都市再開発法の権利変換により取得した施設建築物の一部についての借家権を取得する権利等につき譲渡等があった場合において、旧資産のうち譲渡等があったものとみなされる部分の計算方法を定めることとした。（第二二条の三関係）

(五)　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、適用対象から除かれる特別の関係がある者に対する低未利用土地等の譲渡の細目を定めることとした。（第二三条の三関係）

(六)　次に掲げる書類について、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとした。（第二五条の九の二、第二五条の一〇の二、第二五条の一〇の四、第二五条の一〇の五、第二五条の一〇の七、第二五条の一〇の八、第二五条の一〇の一三、第二五条の一三の二、第二五条の一三の五及び第二五条の一三の八関係）

(1)　特定管理口座開設届出書
(2)　特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書
(3)　特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
(4)　相続上場株式等移管依頼書
(5)　特定口座異動届出書（勘定の設定若しくは廃止又は営業所の移管に係るものに限る。）
(6)　特定口座継続適用届出書
(7)　特定口座廃止届出書
(8)　特定口座開設者死亡届出書
(9)　源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書